川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」使用承認要綱

(23川教青科第314号 平成23年12月13日 教育長決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」(以下「キャラクター」という。)を使用する場合における必要事項を定めるものとする。

(キャラクターの使用)

- 第2条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ川崎市青少年科学館長(以下「館長」という。)の承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- (1) 川崎市、川崎市教育委員会及び川崎市職員が業務に関し使用する場合
- (2) 学校等が教育等の目的で使用する場合
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用する場合
- (4) その他、館長が適当と認めたもの
- 2 前項ただし書きの規定について、第4条第1項各号のいずれかに該当する場合には適 用しない。

(使用の承認申請)

第3条 前条の承認を受けようとする者は、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぶりん」使用承認申請書(第1号様式)に必要書類を添えて館長に申請しなければならない。

(使用の承認・不承認)

- 第4条 館長は、前条に規定する申請書の提出があったときは、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、キャラクターの使用を承認するものとする。
- (1) 法令及び公序良俗に反し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (2) 特定の政党、政治、宗教活動に利用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (3) 不当な利益を得るために使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (4) 自己のシンボルマーク、商標又は意匠として使用し、又はそのおそれがあると認められる場合
- (5) 川崎市青少年科学館(以下「科学館」という。) の品位を傷つけ、又はそのおそれが あると認められる場合
- (6) 科学館が行う事業、又は科学館が支援等を行う事業を推進する上で支障が生じるお それがある場合
- (7) 定められた使用方法によって、使用しないと認められる場合

- (8) その他、館長が適当でないと認める場合
- 2 館長は、前項の規定による申請を承認又は不承認とするときは、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター使用承認・不承認通知書(第2号様式)により通知するものとする。
- 3 館長は、使用承認に際し、必要な条件を付すことができる。

(キャラクターの使用料)

第5条 原則として無料とする。

(使用者の遵守事項)

- 第6条 キャラクターの使用承認を受けた者(以下「使用者」という。)は、使用に際して 次に掲げる事項を遵守しなければならない。
- (1) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用すること。
- (2) 指示された色、形状、形式等に沿って正しく使用すること。
- (3) 商品等は、完成後、速やかに館長に提出すること。ただし、商品等の提出が困難である場合については、その形状のわかる写真等の提出をもって、商品等の提出に代えることができる。

(使用承認期間)

第7条 承認期間は、1年を超えることができないものとする。ただし、館長が特に認める場合は、この限りでない。

(申請内容の変更)

第8条 使用者が申請内容を変更する場合は、あらかじめ科学館と協議し、館長の承認を 受けるものとする。

(使用承認の取消し)

- 第9条 館長は、使用者がこの要綱及び承認の内容に違反していると認められる場合は、 キャラクターの使用承認を取消すことができる。
- 2 館長は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

(差止請求等)

第10条 館長は、キャラクターの著作権を侵害又は侵害するおそれがある場合において、 必要と認めるときは、著作権法第112条に規定する差止請求その他必要な措置を講ず るものとする。

(損害賠償)

第11条 第4条各号及び前条に該当する場合等において、これにより科学館に損害が生じた場合は、その損害の賠償を請求するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、館長が別に定める。

附則

この要綱は、平成23年12月13日から施行する。

附則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年11月 1日から施行する。

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぶりん」使用承認申請書

平成 年 月 日

(あて先) 川崎市青少年科学館長

(申請者) 所在地(住所) 団体名 代表者名(氏名)

次のとおり、川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」を使用したいので、申請します。

使用対象物件								
使用の目的・用途								
使用方法								
使用期間	平成	年	月	日~平成	年	月	日	
使用数量								
申請者の事業概要 (個人での使用、又	(設置	目的)						
は継続使用の場合 は省略可)	(構成	者)						
	(事業	概要)						
担当者	(所属)						
	(氏名)						
	(連絡	先)						
申請区分								
	新規・変更							

- (注) 1 企画書、見本等 (レイアウト、スケッチ、原稿等) を添付してください。
 - 2 変更の場合は、変更内容がかわる資料等を添付してください。

(第2号様式)

 文
 書
 番
 号

 平成
 年
 月
 日

川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」使用承認・不承認通知書

所在地(住所)

団体名

代表者名(氏名)

川崎市青少年科学館長

平成 年 月 日付けで使用承認申請のありました川崎市青少年科学館マスコットキャラクター「かわさきぷりん」の使用について、次のとおりとします。

通知結果	承認・不承認							
使用対象物件								
使用の目的・用途								
使用方法								
使用期間	平成	年	月	日~平成	年	月	日	
使用数量								
承認番号								
使用条件								
理由								
(不承認の場合のみ)								

- (1) 指示された色、形状、形式に沿って正しく使用してください。
- (2) 使用承認を受けた目的及び用途にのみ使用してください。
- (3) 提出した申請の内容に変更が生じた場合は、再度、申請書を提出してください。
- (4) 商品等は、完成後、速やかに青少年科学館に提出してください。ただし、商品の提出が困難な場合は、形状がわかる写真等をもって提出に代えることができます。